

資料No.5

区連会10月定例会資料
令和5年10月20日
栄区社会福祉協議会

令和5年10月20日

各自治会・町内会長 様

社会福祉法人
横浜市栄区社会福祉協議会
事務局長 室井 慶之

「年末たすけあい助成金」実施のお知らせ

時下 ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

日頃より本会事業の推進につきまして多大なるご尽力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記の件につきまして、今年度につきましても実施することとなりましたので、ご案内いたします。

内容の詳細につきましては、別紙「令和5年度 年末たすけあい助成金 手引き」をご参照ください。

なお、ご不明な点がございましたら、お手数ですが、下記担当あてご連絡くださるようお願いいたします。

【事務局】 横浜市栄区社会福祉協議会
担当：平野 山村
横浜市栄区桂町279-29
Tel 894-8521
Fax 892-8974

令和5年度 年末たすけあい助成金 手引き

年末たすけあい助成金は、年末たすけあい募金（共同募金）の配分金によって、栄区内で行われる居場所づくりや地域食堂、訪問活動等、生活に困難を抱える世帯や高齢者、子ども等に対し見守り活動を実施する団体の事業を支援し、地域と一体となり福祉の推進を図ることを目的に行います。

* 助成金額 助成上限額 5万円

※助成額については、当該年度の募金実績、及び申込み件数により変動する場合があります。

※助成額については1,000円未満を切り捨てとします。

* 助成条件

- (1) 令和5年11月～令和6年2月の間に栄区内で行われる居場所づくりや地域食堂、訪問活動等、生活に困難を抱える世帯や高齢者、子ども等に対し見守り活動を実施すること。
- (2) 年間を通じ活動をしている場合でも、助成金は令和5年11月～令和6年2月の間に行う事業にのみ使用すること。
例) 地域（子ども）食堂、学習支援、ひきこもり支援、会食会、年末訪問等
- (3) 申込みは原則として1団体1事業とします。以下の項目に該当する場合は、同一団体とみなし、申込みは不可とします。
 - ・振込先が同一であること
 - ・主たる役職者（代表者等）が複数の団体で兼任している場合

* 助成対象外団体

- (1) 法人格を持っている団体（特定非営利活動法人を除く）

* 助成対象外事業

- (1) 営利を目的とした事業
- (2) さかえふれあい助成金を受けている事業
- (3) 栄区や横浜市を含む地方公共団体等から他の補助金を受けている事業

(栄区みんなが主役のまちづくり協働推進事業、介護予防・生活支援サービス補助事業等)

(4) 横浜市社会福祉協議会からの補助・委託事業（よこはまふれあい助成金、善意銀行配分事業、福祉バスを利用する事業等)

(5) 公的サービス事業と同一事業

※公的サービス事業を実施している団体で、公的サービス事業対象者以外の方へ同様のサービスを提供している場合も対象となりません。

(6) 宗教の教義を広め、信者を教化育成することを目的とする事業

(7) 政治上の主義を推進することを目的とする事業

(8) 会議・役員会・打合せ会・特定の目的のために資金を集める事業

* 申請について

(1) 提出書類

助成を希望する団体は、次の書類を提出してください。

○令和5年度年末たすけあい助成金申請書（様式1）

○団体の活動がわかるパンフレット、チラシ等

※郵送・メール・窓口持参での受付となります。

※新規に申請する団体については、事前に電話等にてご相談ください。

(2) 提出・相談先

社会福祉法人 横浜市栄区社会福祉協議会 〒247-0005 横浜市栄区桂町 279-29 TEL:045-894-8521 FAX:045-892-8974 Email:office@sakaeku-shakyo.jp
--

(3) 申請受付期間・日時

◇期間：令和5年11月6日（月）～11月20日（月）

◇日時：月～金（祝日を除く）9：00～11：30/13：00～16：30

※申請受付期間経過後の申込みは受付をいたしません。

* 申請後のスケジュール

<日付>	<内容>
11月6日（月） ～11月20日（月）	【申請受付期間】 助成申請書等提出
12月上旬	審査
12月中旬	助成結果通知の送付 振込依頼書の受付（助成が決定した場合）
随時	助成金の振り込み（助成が決定した場合）
事業終了1か月以内	助成金報告書（様式2）・チラシ等提出締切

資料 No.6

区連会 10 月定例会資料
令和 5 年 10 月 20 日
栄区社会福祉協議会

各自治会町内会 会長 様

社会福祉法人
横浜市栄区社会福祉協議会
事務局長 室井 慶之

「栄区フードドライブ」実施に伴う周知協力について（依頼）

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃より本会事業の推進につきまして多大なるご尽力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、栄区内の福祉施設、7地域ケアプラザにてフードドライブ窓口を開設いたします。

つきましては、地域住民の皆さまへの周知にご協力いただきたく、チラシの班回覧を何卒よろしくお願ひ申し上げます。

※感染症等の拡大状況により、事業の中止や実施方法の変更等の可能性がございます。

ご了承ください。

事務局：社会福祉法人
横浜市栄区社会福祉協議会
電話：894-8521
FAX：892-8974
担当：荻野・若尾

～「食」でつながる新たな「絆」～

フードドライブ にご協力ください！

「賞味期限までに食べきれなさそう」などご家庭で眠っている食品があればお持ちよりください。

ご家庭に眠っている食品
はありませんか？



フードドライブとは？

家庭で眠っている食品を持ち寄り、それを必要とする家庭や子ども食堂に寄付をする活動です。

○寄付いただきたい食品

2カ月以上賞味期限が残っている
常温保存可能なもの

例えば

- お米・パスタ・そうめん
- 缶詰 レトルト食品
- インスタント食品
- お菓子



×受付できない食品

- ×開封されているもの
- ×手作りの食品
- ×生鮮食品
- ×アルコール

期 間

2023年11月20日(月)～29日(水)

時 間

10:00～16:00

受付窓口

裏面の栄区内22施設

受付窓口が
増えました！

《いただいた食品は…》

栄区フードパントリーにて、
生活にお困りの皆さまへ配布いたします。



【問い合わせ先】 横浜市栄区社会福祉協議会
横浜市栄区桂町279-29 TEL:045-894-8521

受付窓口

	施設名	住所
1	特別養護老人ホーム 上郷苑 (東館)	栄区野七里1-36-1
2	特別養護老人ホーム ライフコート さかえ	栄区公田町1061-19
3	特別養護老人ホーム 田谷の里	栄区田谷町1364-2
4	特別養護老人ホーム クロスハート栄・横浜	栄区公田町1020-5
5	特別養護老人ホーム 陽のあたる丘 MISONO	栄区鍛冶ヶ谷2-40-1
6	特別養護老人ホーム クロスハート野七里・栄	栄区野七里1-2-31
7	介護老人保健施設 ケアポート・田谷	栄区田谷町2030-3
8	介護老人保健施設 リハビリポート横浜	栄区公田町1050-2
9	介護老人保健施設 湘南グリーン介護老人保健施設 上郷	栄区上郷町1045-1

	施設名	住所
1	豊田地域ケアプラザ	栄区栄区飯島1368-10
2	笠間地域ケアプラザ	栄区笠間1-1-1
3	小菅ヶ谷地域ケアプラザ/栄区生活支援センター	栄区小菅ヶ谷3-32-12
4	中野地域ケアプラザ/SELP・杜 NEW!	栄区中野町400-2
5	桂台地域ケアプラザ/サポートセンター径 NEW!	栄区桂台中4-5
6	野七里地域ケアプラザ	栄区野七里1-2-31
7	SAKAESTA(本郷台駅前地域ケアプラザ)	栄区小菅ヶ谷1-5-4
8	さかえ福祉活動ホーム NEW!	栄区公田町635-16
9	リエゾン笠間 NEW!	栄区笠間3-10-1
10	野天湯元 湯快爽快 たや NEW!	栄区田谷町146-3

感染症拡大等防止のため実施しない場合があります。

お問い合わせは栄区社会福祉協議会(TEL:045-894-8521)まで、お願いいたします。

年間通しての受付窓口はこちら

①栄区役所地域振興課(本館4階46番窓口) ☎894-8576

受付：祝祭日を除く月～金の8:45～17:00

②資源循環局 栄事務所 ☎891-9200

受付：月～土の9:00～11:30、13:30～16:00

寄付いただいた食品はフードバンク団体や地域の福祉施設・団体などにも寄贈します。



各自治会町内会 会長 様

社会福祉法人
横浜市栄区社会福祉協議会
事務局長 室井 慶之

「第6回栄区フードパントリー」周知チラシの掲示について（依頼）

時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

日頃より本会事業の推進につきまして多大なるご尽力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、昨年度実施いたしました「栄区フードパントリー」におきましては、周知のご協力をいただき誠にありがとうございました。今年度も“食を通じた地域のつながりづくり”を目的としてフードパントリーを実施いたします。

つきましては、地域住民の皆さまへの周知にご協力いただきたく、何卒よろしく願い申し上げます。

事務局：社会福祉法人
横浜市栄区社会福祉協議会
電話：894-8521
FAX：892-8974
担当：若尾・荻野

第6回

食べ物を通じてあたたかな繋がりを…

栄区フードパントリー

事前
予約制

経済的な事情でお困りの方へ
食料や日用品をお渡しします！

「フードパントリー」は地域住民・企業・農家の皆さまからご寄付いただいた品物を配布する取り組みです。栄区社協では、食を通じた地域のつながりづくりとして、各地区社協と共催し令和3年度から開催しています。

令和5年 **日時**

12月2日(土)

10:00~12:00

場所

栄区福祉保健活動拠点

(栄区社会福祉協議会)

住所:栄区桂町279-29※栄公会堂のとなり

対象

栄区在住、経済的な事情で
食料等の確保にお困りの方

例)コロナの影響で収入が減り家計が苦しい、
病気や障害のため働くことが難しい 等

職員がお話を伺い、
制度や地域の情報をお伝えします。
個室でのご相談も可能ですので
お気軽にご参加ください♪

お伺いした個人情報は区社協・地域ケアプラザ・区役所のみで共有し、
制度の情報提供等に活用させていただきます。

定員

90世帯／事前予約制

※定員を超えた場合は初めて申込の方を優先します。

申込み期間

11/20(月)9時~11/27(月)9時



←こちらを読み取り

混雑回避のため、
15分ごとに受付時間を
指定させていただきます。
詳細は申込完了後に
お伝えします。

※読み取りが難しい方は
栄区社協(894-8521)まで

主催:社会福祉法人 横浜市栄区社会福祉協議会
☎894-8521 FAX892-8974

共催:栄区内7地区社会福祉協議会

(豊田、笠間、小菅ヶ谷、本郷中央、本郷第三、上郷西、上郷東)



からちゃん

後援・協力:栄区連合町内会、栄区民生委員児童委員協議会、栄区社協高齢者支援分科会・障がい支援分科会、
栄区7館地域ケアプラザ、JA横浜野菜部本郷支部・ハマツ子本郷店、NPO法人フードバンク浜っ子南、
キオクシア株式会社、栄区生活支援課、栄区地域振興課、資源循環局栄事務所

第9期 横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画 (よこはまポジティブエイジング計画) 素案及びパブリックコメント実施について

1 趣旨

令和6年度から令和8年度までの3年間を計画期間とする「第9期 横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画（以下「第9期計画」という。）」の策定に向け、素案をまとめましたので、その内容及びパブリックコメントの実施について、御説明します。

2 第9期計画素案

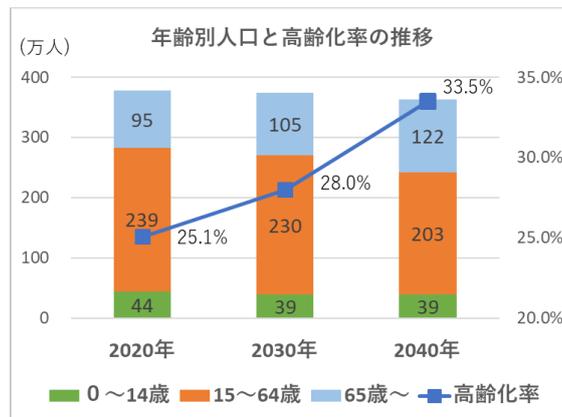
別紙1：市民向けリーフレット

別紙2：素案冊子

3 高齢者を取り巻く状況

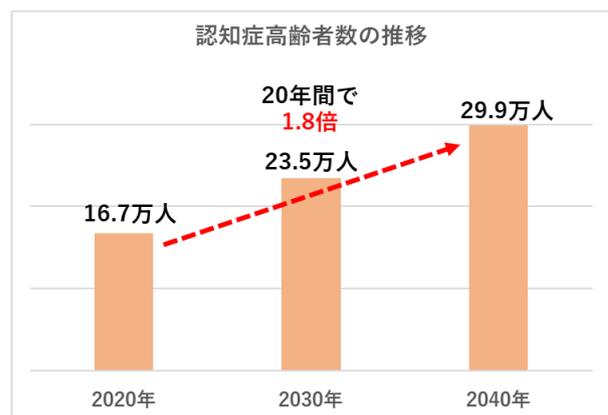
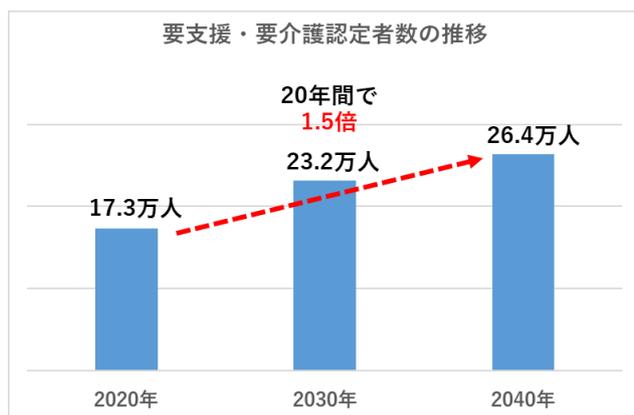
(1) 高齢者人口の増加

横浜市の高齢者人口は引き続き増加傾向であり、2040年には市内人口の3人に1人が高齢者になると推計されています。



(2) 要支援・要介護認定者数、認知症高齢者数の増加

高齢者人口の増加に伴い、要支援・要介護認定者数、認知症高齢者数ともに増加が予想され、2040年にかけて介護・医療ニーズの急増が見込まれることから、介護サービスのさらなる充実が必要になります。



4 素案の概要

(1) 基本目標

第8期計画から引き続き、「ポジティブエイジング」としました。

(2) 主な取組

ア 生き活きと暮らせる地域づくり

データに基づく高齢者ごとの健康課題に着目した支援、高齢者と地域活動等とのマッチング支援、高齢者の社会参加に対するインセンティブ付与を新たに行います。

イ 施設・住まいの整備

特別養護老人ホームについて、第8期計画期間は3年間で、1,350人分程度の新規整備を進めましたが、第9期計画期間の3年間では、700人分程度の新規整備とします。一方で、待機者数の縮小に向けて、医療的ケアが必要な方を積極的に受け入れた施設への助成を拡充するなどの取組を進めます。

ウ 介護人材の確保

介護の魅力発信に向けた広報の充実や、介護事業所におけるICT・介護ロボット等の導入支援、手続等のデジタル化、タスクシフティング(介護助手の活用)など、介護現場の生産性向上に向けた取組を推進します。

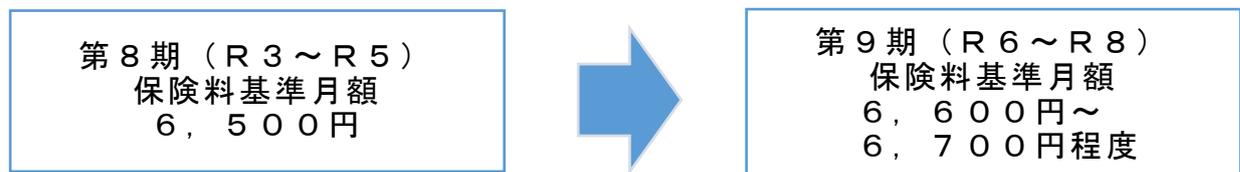
エ 認知症施策の一層の推進

市民の認知症に関するさらなる理解の促進や、認知症の方の社会参加促進、認知症バリアフリーの推進などに重点を置き、施策を進めていきます。

オ 介護保険料の設定

第9期計画においては、介護サービス利用者数の増加等により介護給付費が増え、保険料が大幅に上昇する見込みですが、介護給付費準備基金を活用することで上昇を抑制します。

この結果、現時点では保険料基準月額を6,600円～6,700円程度と見込んでいますが、最終的には介護報酬の改定や各種制度改正の影響等を踏まえ、令和6年度予算案とあわせて公表します。



5 計画の愛称

本計画を、市民の皆様にとって、覚えやすく親しみやすいものとするため、「よこはまポジティブエイジング計画」という愛称を新たに付けました。

6 パブリックコメントの実施

(1) 意見募集期間

令和5年11月1日（水）から12月1日（金）まで

(2) 意見募集及び周知方法

ア 素案の公表・意見提出方法

計画素案・素案説明動画をホームページで公表するとともに、窓口(※)で素案冊子・市民向けリーフレットを配布します。ご意見は、電子申請、郵便、FAX、電子メールで受け付けます。

※市役所・区役所、地域ケアプラザ、老人福祉センター、地区センター等

イ 関係団体等への説明

市・区町内会連合会、市・区民生委員・児童委員協議会、市社会福祉協議会、市医師会、市病院協会、市老人クラブ連合会等に対して説明を行い、ご意見を伺います。

ウ 市民説明会

(ア) 開催日時

11月10日（金）14時から15時15分まで（13時30分受付開始）

(イ) 開催場所

横浜市役所1階 横浜市市民協働推進センター スペースA・B

(ウ) 説明会への申込（要事前申込）

10月23日（月）から申込受付開始。先着60人まで。

7 策定スケジュール（予定）

令和5年	10月23日（月）	計画素案公表
	11月～12月	パブリックコメントの実施、市民説明会の開催
令和6年	1月～2月	計画原案のとりまとめ、介護保険料の推計
	3月	計画策定、介護保険条例の改正
	4月	介護保険料の改定

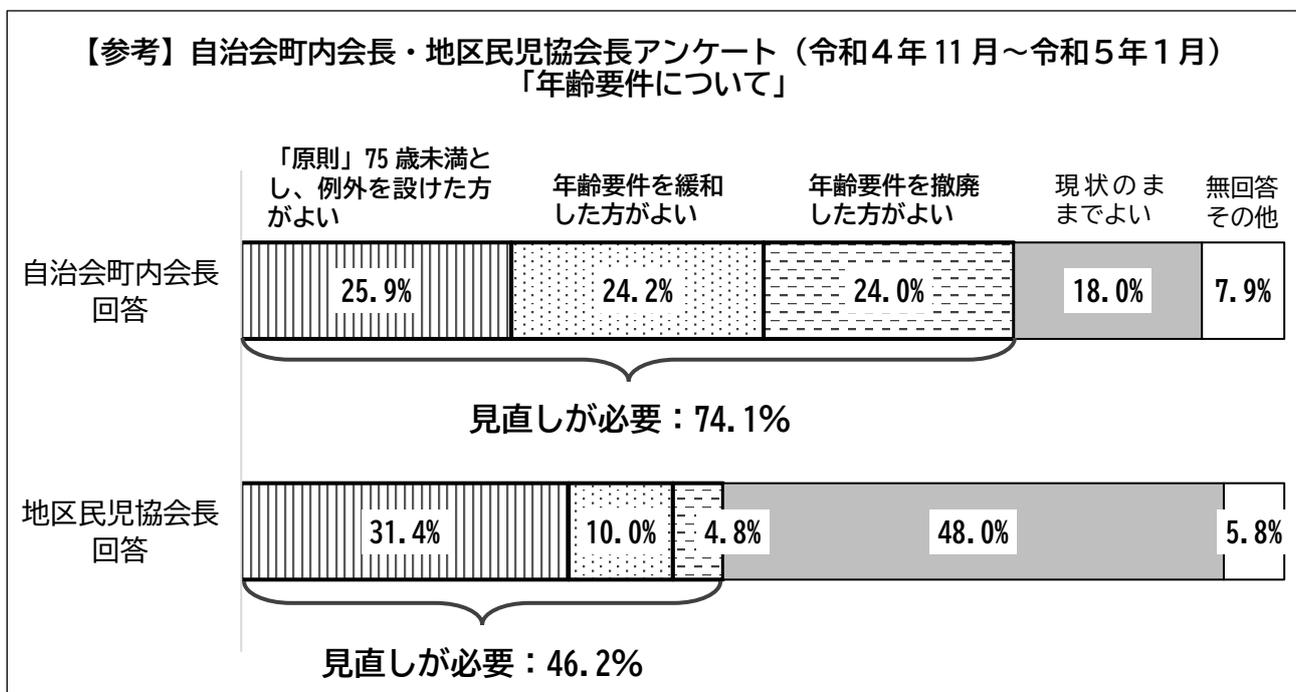
担当
健康福祉局高齢健康福祉課
川添、武井、清水
電話：045-671-3412
メール：kf-keikaku@city.yokohama.jp

民生委員・児童委員の活動支援策等及び年齢要件に関する検討状況に関する報告について

1 趣旨

少子高齢化の加速や生活スタイルの変化等により、民生委員・児童委員の担い手確保が課題となっており、年齢要件に関して、自治会町内会アンケートでは 74.1%、地区民児協会長アンケートでは 46.2%が「見直しが必要」というご意見をいただいています。さらに、次期一斉改選時（令和 7 年 12 月）には、団塊世代が 75 歳以上となることから、一層担い手の確保は厳しくなると予想されています。これらの状況を踏まえて、次期一斉改選に向けて、現在、市民児協等と年齢要件について意見交換を行っていますので、ご報告します。

また、今年度からモデル区（都筑・戸塚・栄）と健康福祉局によるプロジェクトを中心に、民生委員・児童委員の活動支援策や推薦事務の改善等について検討を進めていますので、検討状況について報告します。



2 年齢要件の検討にあたっての考え方

- (1) 自治会町内会長アンケート及び地区民児協会長アンケートの結果を踏まえて、市民児協等と意見交換を進めていますが、年齢要件に関する検討は、民生委員・児童委員の皆さまのご理解をいただきながら進めていきます。
- (2) 単に年齢要件の見直しだけでは、担い手確保に向けた根本的な解決には至らないと考えており、民生委員・児童委員の活動支援強化や負担軽減を進めていく必要があります。このため、モデル区と健康福祉局によるプロジェクトを中心に検討を進めており、年齢要件の見直しの有無に関わらず、次期一斉改選に向けて活動しやすい環境づくりを推進していきます（可能な取組から速やかに実施します）。
- (3) 推薦手続きの改善についても、年齢要件の見直しの有無に関わらず、次期一斉改選時に反映できるよう検討を進めます。

3 年齢要件に関する検討のたたき台

次期一斉改選時において年齢要件を変更する場合、次の表を案として、民生委員・児童委員の皆さまと意見交換を行っています。この案は、自治会町内会長・地区民児協会長アンケート結果において、「年齢要件の見直しが必要」とする回答の中で最も多かった『**「原則」75歳未満とし、例外を設けた方がよい**』を基本としたものです。

現行	案
新任 原則 69 歳未満。ただし、選出が困難な場合に限り、75 歳未満とすることができる。	新任 原則 69 歳未満。ただし、選出が困難な場合に限り、75 歳未満とすることができる。
再任 75 歳未満	再任 原則 75 歳未満。ただし、選出が困難な場合は 1 期（3 年間）のみを再任期間として推薦をすることができる。（条件あり） 【条件】 下記 3 つの条件を満たしたときのみ、推薦ができるものとする。 ①本人の同意があり、健康状態も良好 ②自治会町内会の代表（会長）の同意がある ③地区民児協の代表（会長）の同意がある ※ただし、特例的な扱いであることから、引き続き後任者の選出に努める。

4 今後のスケジュール（予定）

9月の市・区民児協に本案をたたき台として説明を行い、12月にかけて民生委員・児童委員の皆さまと意見交換を進めます。意見交換結果を踏まえて、行政として次期一斉改選時における年齢要件に関する結論を出していきます。

年 月	R5				R6				R7			
	9	10	11	12	1	2	3	4	12	1	2	
市・区 民児協	意見交換				検討結果 報告							
市連会	● 報告				● 報告				● 一斉改選に向けた 推薦依頼			

5 民生委員・児童委員活動支援と推薦事務の改善等に関する検討状況について

今年度から、局・モデル区を中心に、民生委員・児童委員の活動支援策等について検討を進めています。

(1) 委員活動の負担軽減及び活動支援策について

民生委員の活動及び付帯する業務について、「業務量の軽減の観点から取り組むもの」、「負担感の軽減の観点から取り組むもの」などに分類・可視化し、それぞれの負担軽減策や活動支援策を検討しています。また、モデル区では、民生委員との懇談会や退任した民生委員へのアンケートを実施し、大変だったことや負担に感じていることなどを把握・整理したうえで、今年度下半期から活動のスリム化や支援策に関するモデル実施を予定しています。

(2) 推薦手続きの簡素化について

推薦手続きに必要な書類の様式の簡素化や、再任として推薦いただく場合の手続きの簡素化などを検討しています。

(3) ターゲット・目的別広報の充実

毎年5月の「民生委員・児童委員の日 活動強化週間」にあわせて、パネル展示やラジオ放送、広報よこはまへの記事掲載等を行うなど活動PRを実施しています。

今後も、認知度向上や現任委員の意欲向上を図るための広報の充実を進めていきます。

担	当：健康福祉局地域支援課 村山
電	話：045-671-4046
電子メール	：kf-chiikishien@city.yokohama.jp